

荒廃した農地にオリーブの植樹を考えている方へ

オリーブ振興推進補助金をご利用になりませんか？

1 農地再生補助

(1) 補助対象者

本市に居住する個人又は団体とする。

2 補助対象地

(1) 1年以上耕作せず、荒廃した農地。

(2) オリーブの植栽を条件として整備し、3年以上耕作を継続予定の農地。

(3) すでに同種の補助金を受けていない農地。

3 補助対象経費

(1) 整地・抜根

	機器リース料	人件費(作業費)	備考
本人(グループ)	全額	3,000円/日	要領収書
外注(建設会社等)	全額	全額	〃

※消耗品等

対象 機器燃料費、草刈機本体及び替刃(新品の物に限る)。

対象外 機器類及び本目的外でも活用できる物(例:耕運機、動噴等)。

(2) 土壌改良

肥料・有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等に係る経費。

(3) その他

ア 経費の支出を証明するため、領収書が必要。

イ 当該農地が荒廃していたことを確認できる写真が必要。

(4) 補助率・限度額

ア 整地・抜根 補助率経費の8/10以内 限度額10万円/10a

(初年度のみ)

イ 土壌改良 補助率経費の8/10以内 限度額 5万円/10a

(最大2年度)

(問) 江田島市オリーブ振興協議会事務局

(江田島市 産業部 農林水産課 オリーブ振興室)

〒737-2297

広島県江田島市大柿町大原 505 番地

TEL (0823) (43) 1643 FAX (0823) 57-4432

E-mail olive@city.etajima.hiroshima.jp